

新潟市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 6 日

新潟市長

中原 八 一

新潟市条例第 2 3 号

新潟市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

新潟市病院事業使用料及び手数料条例（昭和 3 4 年新潟市条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

別表入院室料差額の項中「6, 6 0 0 円」を「7, 7 0 0 円」に、「1 6, 5 0 0 円」を「1 9, 2 5 0 円」に、「9, 9 0 0 円」を「1 1, 5 5 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の病院の使用に係る使用料及び手数料について適用し、同日前の病院の使用に係る使用料及び手数料については、なお従前の例による。